

## 第2回柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会会議録

### 1 開催日時

令和8年2月18日（水）午前10時から12時まで

### 2 開催場所

中央公民館5階多目的室（教育福祉会館内）

### 3 出席者（敬称略）

町屋 奈（座長），阿久津 正代，入交 眞巳，岡部 幹，岡部 哲也，高橋 章二，柘植 由梨子

### 4 事務局

高橋健康医療部長，井内保健所長，宗得健康政策課長，芳川動物愛護ふれあいセンター所長，飯田同センター専門監，大嶽同センター担当リーダー，國井同センター主任，田中同センター主事

### 5 議題（各議題について意見交換を実施）

- (1) 市民アンケート（人と動物との共生推進に関するアンケート）実施報告
- (2) 未来ビジョンの構成イメージと目指す将来像
- (3) 市民アンケートの結果を踏まえた課題の再整理と課題解決のための方向性
- (4) 方向性を踏まえたアイデア出し

### 6 傍聴

なし

### 7 主な内容

#### ○高橋健康医療部長挨拶

前回の第1回懇談会においては，委員の皆様から大変貴重な御意見をいただき，本市の動物愛護施策の現状を改めて見つめ直すことと

もに、今後の方向性を考えるうえで重要な御意見を多くいただき、改めて感謝を申し上げます。

各分野で御活躍されている皆様の専門的な知識や経験に加え、市民目線による御意見は、柏市にとっても、未来ビジョンの策定事務を行っている我々職員にとっても大変有意義で、心強いものと感じた。

本日は、第1回懇談会で共有された課題を振り返るとともに、本年1月に実施した市民アンケートの結果を御報告する。

併せて課題解決に向け、取り組むべき対策について御意見をいただくとともに、未来ビジョンの骨格となる「人と動物との共生社会実現」に向け、本市の中長期的な目標を定めたいと考えている。

限られた時間の中で多くの議題に御議論いただくことになるが、忌憚のない御意見をお聞かせいただき、皆様とともに「“ひと”も“どうぶつ”もともに居心地よく暮らせるまち柏」の実現を目指してまいりたいと考えている。

本日の懇談会が、柏市における動物愛護と共生の推進に向けた大きな一歩となるようお力添えをお願い申し上げます。

#### ○司会

委員及び職員の紹介

#### ○事務局

資料説明 ※議題(1)及び(2)関係

ア 資料1 スライド No1～3 (大嶽動物愛護ふれあいセンター  
担当リーダー)

イ 資料2-1 (田中同センター主事)

ウ 資料1 スライド No5～10 (大嶽同センター担当リーダー)

#### ○町屋座長

資料1 スライド No10にある、いただきたい御意見の視点、将来像、サブテーマについて、委員の皆様から御意見を頂戴したい。

#### ○岡部(哲)委員

まず将来像案（ひと”も“どうぶつ”も，ともに居心地よく暮らせるまち）のところで，「どうぶつ」とひらがなで書かれている。ここをひらがなにした意図を教えてください。

○事務局 大嶽

これからつくる計画は，お年寄りからお子さんまで幅広く見ていただきたいので，柔らかなイメージが伝わるように，あえてひらがなにした。

○岡部（哲）委員

将来像案についてはとても良いと思うが，人と動物が並列に書かれていて，動物が居心地よく暮らすということは人がその動物に対してどのように感じるかだと思う。動物が実際に居心地が良いかどうかは分からないということが根本的にあるはず。なので，これから先の建付けを作っていく段階で，居心地という主観的なものにどのように人が配慮するかという目線は必要と思った。

また，「もっと居心地のいい街へ」という，そもそも『柏市第六次総合計画』の目標にある様々な居場所を生むということとは，その具体的な場所をどのように作っていくかということではないかと思う。

○岡部（幹）委員

この将来像の案は，言葉として素晴らしいと感じている。ペットを飼っている人も飼っていない人も，居心地よく暮らせるまちというようにイメージできる。一方でサブテーマの案『「ペットとともに生活したいまち・かしわ」を目指して』は，ペットを飼っている人に焦点を当てていて，ペットを飼っていない人には焦点を当てていないような感じがするので，矛盾ではないが，そこはどうなのかなと感じた。

○事務局 大嶽

御意見を参考にさせていただきながら，決めていきたい。

○事務局 所長

サブテーマについては、複数あってもよいと思っており、委員の皆様からの御意見により第2案、第3案を作ることも考えている。

○阿久津委員

とても良い案，考え方だと思うが，柏市の犬猫などの条例との関係がどうなっているのか。そこも踏まえて話し合いを進められるとよいと思う。

○事務局 大嶽

中核市に移行した平成20年に制定した柏市の動物愛護条例があり，その冒頭で共生を謳っているが，制定当時以降，大きな改正は行っておらず，それらのことも踏まえて策定作業を進めたい。

○入交委員

資料1スライドNo8のピンク色の部分に，「子供からお年寄りまで多様な人々が繋がるコミュニティー」というように記載されているが，これは柏市が，「誰でも」心地よく暮らせるまちづくりを目指していると理解してよろしいか。以前，男女参画に関する話をした時に，女性，女性みたいに特化してしまった。例えば，柏の葉キャンパスの学校には海外の方もいるであろうし，動物を飼っている人も飼っていない人も，好きな人も嫌いな人もいる，，，となったら書ききれないので，多様な方々がいることを全て取り込むように「誰でも，どんな人も」のようにするとよいのではないか。

別件でのことではあるが，誰でものように表さないと省かれてしまう人がいると感じる方もいるとの御意見を聞いたことがある。

○町屋座長

他に御意見がなければ次の議題に移る。

なお，将来像やサブテーマ，イメージ，キーワード等に関する御意見については，懇談会終了後も事務局で受けることとしている。

○事務局 大嶽

## 資料説明 ※議題(3)及び(4)関係

### ア 資料1 スライド No11～25

#### ○町屋座長

資料1 スライド No25 のとおり，課題解決のための方向性，課題解決のためのイメージと合っているのかについて，御意見を伺いたい。

#### ○柘植委員

愛護センターを知らない，知っていてもなかなか行きづらいという話をお客様からいただく。センターが開かれた場所になればよいと以前から考えているので，是非この機会に課題として検討していただきたい。

挙げていただいた課題に対しての内容は，ほぼ前回と同様で相違はないと思っている。イメージとしては合っている。

#### ○岡部（哲）委員

資料1 スライド No14 人と動物の健康・安全の確保についての課題のまとめとして，太字部分「動物福祉の考え方に基づいた」と記載されているが，これは方向性（案）の一つ，「動物の健康と安全の確保」に含めた表記としてはどうか。「動物の健康と安全の確保」という方向性を踏まえると，死んでいなければ健康なのか，或いは，そこに危険がなければ安全なのか，ちょっとぼやけてしまうのではないか。健康と安全を確保するためには科学的根拠が必要ではないかと思っているので，できればここには動物福祉やアニマルウェルフェア，科学的根拠に基づくというような文言があった方がよい。

また，予防的目線に立った効率的計画的な対応体制を目指すのであれば，高齢者のほか貧困・生活困窮の課題が大きいので，そのような文言を資料1 スライド No16 の「動物を飼育する高齢者等への福祉的支援の充実」に記載した方がよいのではないか。

#### ○岡部（幹）委員

確かにそのとおりで、同スライドの「動物を飼育する高齢者等への福祉的支援の充実」に関して、実際に動物病院を運営する中で、高齢者以外の問題があると感じることあるので、それらも記載するとよい。

○阿久津委員

現場で活動する際に、高齢者の多頭飼育崩壊と困窮者の崩壊は半々と感じており、また動物のネグレクトも気になるところであり、そのあたりも資料1スライドNo16の方向性（案）の一つ、「動物を飼育する高齢者等への福祉的支援の充実」に記載していただきたい。

○高橋委員

資料1スライドNo8における、市が目指す将来像の文言中の「どうぶつ」の範囲はどこまで入るのか。自宅付近では、たぬきやハクビシンがいて、全国でも熊が問題になっている。また、ムクドリやカラス、トンビが日常で悪さをしている。人と動物の共生を考える際に、野生動物と飼育動物はやはり区別しなければならず、そのあたりも明記すべきではないか。

○事務局 大嶽

野生動物については、動物愛護法ではなく主に鳥獣保護法が適用されるが、愛護動物と野生動物の扱い方等の違いは、一般の方には分かりにくいと思う。いただいた御意見を参考にしながら、未来ビジョンの中に、何か目指す部分というような視点で入れることが出来るものか等考えたい。

○入交委員

対象動物として色々な動物を入れていることについては良いと思った。

資料1スライドNo17防災体制においても犬猫以外の動物についてどうするのかを具体的に記載すれば、例えば亀を飼っている方が災害時にどこに連れていくべきなのかというように分かるのではな

いか。

質問だが、資料1スライドNo18犬猫等の不適切飼育、餌やりにおいて、咬傷事故件数が6年間ほぼ横ばいという記載があるが、柏市の場合、どのような事故を咬傷事故として扱うのか。また、その咬傷事故は、飼い主が受けたものか、それとも飼い主以外の方が受けた事故なのか。件数や事故の詳細は個人情報保護面から公表できるものなのか教えてほしい。

#### ○事務局 大嶽

柏市における咬傷事故の発生件数は、年間15件から20件程度で、柏市の場合は犬の咬傷事故の届け出を条例で定めている。なお東京都では、犬に限らずいろいろな動物を対象にしていたと記憶している。また、飼い主が咬まれたのか、それとも飼い主以外の方が咬まれたのかについては、飼い主以外の方が噛まれた場合に届け出を出すよう指導している。

#### ○町屋座長

資料1スライドNo14人と動物の健康・安全の方向性（案）「センターの人材育成の充実」については、資料1スライドNo22センターのあり方の方向性（案）として記載すべきではないか。

資料1スライドNo16犬猫等を飼育する高齢者、様々な事情を抱える方の方向性（案）の一つ、「高齢者が取り組みやすい適正飼育の推進」について、取り組みやすい、取り組みにくい、という視点で分ける意図は何か、また、取り組みにくい適正飼育が仮にあった場合、それはしなくてもよいのかななどの疑問を持った。その結果、現在の案は適正な飼育管理の徹底とだけが示されているが、この方向性（案）の表記は、「高齢者による適正飼育のための支援体制の構築」ではないかと思う。

資料1スライドNo18犬猫の不適切飼育、餌やりについてだが、やはり多頭飼育問題は非常に大きな問題であり、ここにはしっかりと多頭飼育問題に対する取り組みを記載すべきではないか。

《休憩》

○司会

次は、課題解決のためのアイデア出しについて事務局より御説明したあと、委員の皆様より御意見をお伺いしたい。

項目が多いため、1項目ずつ御意見をお伺いし、全項目終わらずとも時間がきたらその時点で終了させていただく

○事務局 大嶽

資料説明 ※議題(3)及び(4)関係

ア 資料1 スライド No26～37

○町屋座長

資料1 スライド No37 に基き、課題項目の1 から 8 (スライド No28～No35) について、1項目ずつ区切って皆様の御意見を頂戴したい。事務局から、時間内に8項目全てを終了できなくても問題ないと伺っている

○高橋委員

資料1 スライド No28 人と動物の健康・安全についてだが、動物にも権利があると思う。最近はそれほどひどい人はいないものの、家の外に出さないとか、毎日死にそうな声で鳴くとか虐待の恐れに対し、町会として注意することは難しく、そのような場合は行政に調査してもらいたいと思う。

それから飼い主の問題。犬を散歩させていて平気でウンチを残して過ぎ去る人がいる。地域の共同生活の中で最低限のモラルは持って欲しい。猫も放し飼いだとやはり外で糞をしてしまう。ルール化して、そういうことを無くして、地域、人間も動物も楽しく平和で暮らせるまちにしていきたいと願っている。

○事務局 大嶽

虐待については環境省も大きな課題と捉え、例えば虐待を発見してから通報に至るまでの手順まで記載されているガイドラインを数年前に策定している。

気になる事があれば我々が担当になり，場合によっては警察と連携しながら進める方法も示されているので，御承知いただきたい。

○高橋委員

敷地内でも踏み込めるのか。。

○事務局 大嶽

踏み込めるが，どこから虐待かという判断が非常に難しい。

○高橋委員

しつけと虐待の境目の判断は難しいのではないか。

○町屋座長

動物愛護法25条の規定で，行政の職員に立ち入りの権限はある。しっかりと視察をできるような体制にはなっているので，あれこれ不安になったり疑いがあったら，警察はハードルが高いので，行政への相談が一番良いのではないか。

○阿久津委員

動物のネグレクトの把握をどのようにすればよいのか，どこから訴えることができるのか，そのあたりがはっきりしていない。その部分を国や柏市で何か基づくものを作ってもらえるととても助かる。難しい課題だが是非考えていただきたい。

○町屋座長

ネグレクトの判断は獣医師でも非常に難しいが，専門家はいる。行政からの相談であれば無料で受ける大学の組織もあるので，行政に相談していただきたい。

○事務局 大嶽

相談先として，環境省から共有されている日本獣医生命科学大学に専門家の先生がいる。以前，柏市内で動物に対する虐待の疑いが問題となった際に，連携しながら対応したということもあり，気軽

に御相談いただきたい。

○岡部（幹）委員

資料1スライドNo28人と動物の健康・安全の方向性（案）の「対象動物の明確化」については、やはり犬猫以外も増やしたほうがよいと思う。

同スライドの方向性（案）「殺処分をしない柏市の継続」について、殺処分はもちろん行いたくないが、現状はボランティアの方々に依存している部分があり、この状態を継続すると将来限界が出る可能性もあるので、明確なボランティア支援制度を作っていただきたい。

殺処分をしないためにセンターにおいて長期収容が生じる場合があるとのことだが、それに関しては環境が整っていれば悪くはないのではないかと思う。

そのためには、財源や人員を確保しなければならず簡単ではないと思うが、例えば動物病院に分散させる方法であるとか、ドイツのティアハイムの保護施設のような施設があると、大部分のことが解決できるのではないかとも思う。

ティアハイムのような施設があつたり、センターがそのような施設に近づいたりすれば、より良くなっていくと思う。

○岡部（哲）委員

資料1スライドNo28人と動物の健康・安全の方向性（案）の「対象動物の明確化」について、以前はセンターで鳥や亀などを受け入れたはずだが、ここ数年は犬猫以外を受け入れていない。

その場合、拾得物として鳥や亀が警察に収容されるはずなので、警察においてどのように管理されているかも知っておくべきと思う。居心地の良いまちの中には、警察の収容も含まれるはずだし、そこで収容された鳥や亀、お世話の大変な子猫がきちんと保護されているのかなども含め、センターの動物管理の助言や目線があるのかと不安で気になった。

同スライドの方向性（案）「殺処分をしない柏市の継続」と「譲渡の促進」はリンクしていて、殺処分をしないことを継続するには

譲渡を促進するしかなく、センターでは安楽死も含めてしていないが、動物福祉の原則である「5つの自由」に関連して、動物が不必要な苦痛から解放されるという観点から「安楽死の自由」に言及する専門家もいる。苦しんでいる収容動物をそのままにするのか手当をするのか、センターとしてその考え方は必要と思う。

前回に課題として挙げたが、他のボランティアさんと協力しながら、定期的な譲渡会の開催が必要ではないか。譲渡会は、開催場所の認知度を上げるという機能もある。譲渡するだけでなく、そこにセンターがある、ということを知っていただくためにも必要だと考える。また、譲渡会場では、ボランティアさんが譲渡してる際に適切な飼育方法について説明してくれており、適正飼育の指導場所にもなっている。

譲渡会場は、いろいろなことを発信できる場なので、動物愛護活動の最前線として譲渡会をセンターで開催することは一番大事だと思う。

同スライドの方向性（案）「センターの人材育成の充実」については、動物の健康と安全の確保にもリンクしていて、健康と安全を確保するためには動物福祉の考え方に基づいた管理方法が必要で、シェルターメディスンや福祉教育のプログラムはあることから、センター職員は全員、また、獣医師職員だけでなく特に動物を管理する職員はしっかりと教育を受けるべきと思う。

#### ○ 柘植委員

犬猫以外を受け入れている行政は、いろいろ知る中でも少なく、一部受け入れている行政はまるで動物園のような雑多な状況になってしまっている。亀やアヒルなど、譲渡を希望する声がかかりそうにないような個体も入ってきて、実際に譲渡が困難になっている。

受け入れる種類を単純に増やせばよいという問題ではなく、譲渡することまで考えたうえで、多様な種類の受け入れを検討していただきたい。私の経験上、譲渡会では、ウサギやハムスターといった小動物は声がかかりやすく、噛み癖がある個体であっても譲渡に至っているが、亀は寿命が長いうえ需要もなかなか少なく溜まってしまふ。

殺処分は、動物福祉を真剣に考えた場合は必ずしも否定されるべきものではないと考える。殺処分を選択しないセンターと、選択しているセンターを比較した場合、選択しないセンターには収容動物の滞留が発生しがちであり、しかも滞留している個体の「福祉」は満足な状態でないことが専らである。殺処分を選択しないならば、より多くの個体の譲渡促進は必須である。

譲渡促進のための土日開庁は大賛成。土日開庁する行政が増えてきている。私が知る限り半分とまでは聞かないが、フレキシブルな勤務形態を採用し、土日も稼働しているためイオンペットのような民間企業とのコミュニケーションも深まっている。また、一般の方はやはり土日に譲渡会に行ったりするので、譲渡推進という意味でも悩み事や相談という意味でも、土日は開庁して一般の方が行きやすい愛護センターになっていただきたいと思う。

弊社のショッピングセンターのイベント広場などを行政の譲渡会場としてお貸しして、多くのお客様に来ていただく機会を設けている。やはり一般の方は、行政が主催すると安心できるので、非常に多くのお客様に来ていただける。柏市の主催や後援であれば、関係する動物愛護団体も含め、安全で安心できると認識してもらえるのだと思う。

虐待については、愛護センターが相談窓口になると思うが、相談窓口がよくわからないのが一般の方の感覚だと思う。弊社が関わる一部のペットショップ内において、こういう時はここに相談してねというような愛護センターのポスターを掲示している。一般の方からの子猫を拾ったとか隣の犬がうるさいみたいな相談について、そのポスターにより御案内できるのだが、それが無いときはどこに相談していいか分からないという声が多くあった。開かれた動物愛護センターというのであれば、こういう時は御相談くださいというようなポスター、サイネージなどで広く周知してはどうか。

#### ○入交委員

愛護センターへの相談は、最後の砦のような感じで相談される方が多いので、たとえ違う担当部署を紹介するにしても、とにかく一旦は受け止めていただけると有り難いと思う。

殺処分に関しては、安楽死と殺処分はやはり違うし、例えば非常に体調の悪い状態で来たときに、殺処分ができないからということで見殺しにしてはいけない。例えば噛み付くような攻撃性のある犬ならまずここへ相談してとか、再評価して駄目ならどうするかとか、治療はどこまでするか、そのようなある程度の明確化された順番をお見せできるような書類を用意すれば、市民の方に納得していただけるのかなと思う。

#### ○町屋座長

対象動物の明確化については、相談された全ての動物を受け入れることは、マンパワーや飼育のノウハウの面からも限界があると思う。そのため、受け入れの優先順位を設定することが大切であり、例えば警察からの依頼や福祉部局からの相談などについては、優先的に対応する体制を検討すべきではないかと考える。一方で、警察からの依頼であっても、カワウソなどのような希少な動物・野生動物などに関する相談があった場合には、動物園のような専門的な組織、機関をあらかじめ把握しておくことが重要である。

殺処分と安楽死については、明確に区別して考えていく必要がある。「殺処分をしない」というのは、本来キャッチフレーズであって、数値目標にするものではないと考えている。2012年の法改正当時、「殺処分ゼロ」という言葉は、スローガンとして用いられていたが、独り歩きした結果、数値目標化され、結果、行政職員に過度の精神的負担を生じさせてきた経緯がある。また、殺処分ゼロブームが起きた背景には、譲渡可能な犬猫であっても、十分な検討がされることなく処分されていた実態があり、その是正のために大きく方針が転換された側面がある。しかし、その後、反動として「殺処分ゼロ」を過度に重視する方向へ振れ、現在に至っている。このような極端な振れ幅は、いずれの方向であっても動物を苦しめる結果となっており、今後はバランスの取れた対応へと見直していく必要がある。

安楽死と殺処分は明確に区別して考えるべきであり、安楽死は動物福祉の一環として位置づけられる。今後のセンターの運営は、動物福祉を基盤として検討していくことが重要であり、その観点に立

てば考え方は比較的整理しやすいものとする。一方で、安楽死は科学的根拠に基づいて判断されるものであっても、死の選択である以上、倫理的側面を強く伴うものであり、加えて、感情的な議論が生じやすい性質がある。そのため、安楽死（致死）処分に関する実施要領をあらかじめ整備し、問い合わせがあった際には、その判断理由について適切に説明できるような体制を構築しておくことも重要である。

また、行政の役割としては、動物を守るだけでなく、市民の安全や公衆衛生を守ることも重要な責務であることから、これらも踏まえた上で検討いただきたい。

譲渡促進や土日開庁については皆さんと一緒に考える。

新潟県は、毎日が譲渡会として、とてもポップな形で、ホームページなどでPRしている。そのような形がとれば明るい施設と認識されて良いと思う。

全体としては、大学や専門機関との連携を平時から十分に構築しておき、緊急時などには、速やかに相談や受け入れが可能となる体制を整備しておく必要があると考えている。

#### ○岡部（哲）委員

虐待に関する相談先として、関西地区の有志の弁護士がどうぶつ弁護団というNPO法人を作っているのだから、行政はそのような団体との連携もしたほうがよいのではないかと思う。また、そのような組織を行政が周知することは必要だと思う。

話は変わるが、センターに2頭の高齢の犬がいる。1頭はトイプードルでもう1頭は雑種の中型の犬。現在、その2頭は愛護センターのホームページに掲載されていない。それについては、様々な理由があることは承知しているが、その犬たちの行き場所が無い状態のまま既に4～5年が経過している。雑種の犬の方は、足腰が弱っている状態であり、そのような犬をどのようにしていくのか喫緊の課題であると感じている。看取りボランティア等の選択肢もあると思うが、どこにも行き場がないセンターにいる犬たちが、センター以外の場所でケアされるようなルートを早急に作っていただきたい。

○町屋座長

事務局から12時までと伺っているので、資料1スライドNo28だけで本日は終了しますが、これに関して御意見や言い忘れがあれば、事務局にお伝えいただきたい。

本日の懇談会はここで終了とさせていただきます。

【追加意見】

○岡部委員

当日，話しができなかった「譲渡の促進」について

- ・アットホーム事業の増強→見守り強化
- ・譲渡会の継続的な開催により

→PRの強化，土日開庁，ボランティアや事業者との連携推進を多層的に進めて行く。

※譲渡会開催の目的を動物の「譲渡の場」とするだけでなく，様々な人が集まり，学び，発信していく場と機能させる。譲渡会の在り方から柏市の独自性を出せる様なメニュー作りをしていくことも大切。